



漢方の里総合運動公園 一部オープン!

～4月1日から体育館の予約受付を開始します～

薬草薬樹公園と旧和田中学校を一体的に活用し、運動・健康・休養・体験・子育て支援機能を備えた「漢方の里総合運動公園」が一部オープンします。

体育館は4月5日（土）から利用を開始します。また、テニスコートは令和7年度中、旧和田中学校校舎屋内に遊戯室、図書ルーム、授乳室等を設置した「みんなの楽校」と多目的グラウンドは令和8年度中の供用開始を予定しています。

※薬草薬樹公園は従来通り営業しています。

問 文化・スポーツ課（春日住民センター内） ☎ 88 - 5057

OPEN

予約はこちら！

[予 約 先]
漢方の里総合運動公園
みんなの楽校内管理事務所
☎ 76-1345

※4月1日まではつながりません。
※各住民センターでは予約できません。

住民税非課税世帯に対する

3万円給付金とこども加算金

問 社会福祉課（本庁第2庁舎内） ☎ 86 - 7031

物価高騰などによる負担を軽減するため、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付します。また、対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人あたり2万円を加算して給付します。

共通項目

■対象 世帯全員が令和6年1月1日においていずれかの市町村に住民票があり、次の給付金・加算金の対象に当てはまる世帯

※課税者に扶養されている者のみで構成される世帯、租税条約の適用を届け出ている者がいる世帯は除く

■提出期限 7月31日（木）

■給付時期 3月中旬から順次給付予定

■給付方法 口座振込



住民税非課税世帯給付金

■給付額 1世帯あたり3万円

■対象 令和6年12月13日時点で市内に住民登録があり、世帯全員が令和6年度の住民税非課税者で構成される世帯

■申請手続 2月下旬に市から対象世帯主宛てに確認書を送付します。内容を確認し、必ず返送してください。令和6年1月2日以降に市外から転入した人がいる世帯は、申請が必要です。

住民税非課税世帯に対するこども加算金

■給付額 児童1人あたり2万円

■対象 住民税非課税世帯給付金（3万円）の対象となる世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を税の扶養にしている世帯

※令和6年12月14日～7月31日に生まれた新生児も対象

■申請手続 2月下旬に市から対象世帯主宛てに確認書を送付します。内容を確認し、必ず返送してください。



価格高騰対策支援金

原油価格や各種原材料費などの物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内の農業者、畜産農家、中小企業者を対象に支援金を支給します。



農業者への HP

農業生産資材高騰対策事業支援金

申 農林振興課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1465

■対象者 令和6年度産農作物を作付し、次の要件のうちいずれかに該当する農業者

①「令和6年度水稻生産実施計画書及び営農計画書」を提出している

②市内の農地の所有権または利用権を有し、証明することができる

■対象作物 地力増進作物や景観形成作物などを除く農作物

■交付単価 水稻 3,000 円 / 10a、その他作物 2,000 円 / 10a

■支援金額 各対象面積に交付単価を乗じた合計金額（上限 30 万円）

■申請期限 4 月 30 日（水）

■申請方法 農林振興課へ郵送または窓口へ提出※詳しくは市のホームページを確認ください。



畜産農家への HP

飼料価格高騰対策事業支援金

申 農林振興課（春日庁舎内） ☎ 88 - 5028

■対象者 令和6年2月1日までに家畜飼養に係る衛生管理の状況などの報告を行っている市内の畜産農家

■対象畜種 肥育牛、繁殖牛、乳用牛、鶏（育雛を含む）

■支援金額 下表のとおり

畜種	支援金
肥育牛	7,000 円 / 頭
繁殖牛	8,000 円 / 頭
乳用牛	28,000 円 / 頭
鶏	60 円 / 羽

※上限 100 万円（各畜産農家単位）

※ 1,000 円未満切り捨て

※各畜種により条件があります。

■申請期限 4 月 30 日（水）

■申請方法 農林振興課へ郵送または窓口へ提出



市内中小企業者への HP

物価高騰対策支援金

■対象者 次の要件をすべて満たす中小企業者

①令和6年10月1日以前に事業を開始していること

②今後も事業継続の意思があること

③市税の滞納がないこと

※①～③の他にも要件があります。

個人事業主の場合

・市内に住所を有すること、または市外に居住し、市内のみに事業所を有すること。

・令和6年中の「売上総利益率（粗利率）」または「営業利益率」が、過去3年（令和3年～5年）のいずれかの同値と比較し、10%以上減少していること。

・令和6年中の確定申告書の損益計算書（収支内訳書）の売上原価と経費（販売管理費）の合計額が 360 万円以上であること。

法人の場合

・市内に本社、本店を有すること。

・令和6年中の1カ月以上を含む、直近の決算期の「売上総利益率（粗利率）」または「営業利益率」が、過去3期（令和3年～5年）のいずれかの同値と比較し、10%以上減少していること。

・令和6年中の1カ月以上を含む、直近の決算期の損益計算書の売上原価と経費（販売管理費）の合計額が 360 万円以上であること。

■交付金額 1 事業所あたり一律 10 万円

■申請方法 必要書類を添付の上、商工振興課窓口へ直接持参または郵送、市のホームページに掲載の申込フォームから提出してください。

■申請期限 7 月 31 日（木）



軽自動車税の手続きを忘れずに

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で原動機付自転車・軽自動車などを所有する人が納める税金です。転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをしてくださいます。税金の減免なども併せて期限内に申請してください。

（申問税務課（本庁舎内）） ☎ 82・2070

廃車、名義変更などの手続きはお早めに！

軽自動車税（種別割）を納めるのは、4月1日時点で、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を所有する人です。市外への転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きをください。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。

車両を処分しても、市役所などで廃車手続きをしなければ軽自動車税がかかります。廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続きの完了日です。手続代行業者などを利用する場合は、依頼日から手続き完了までに数日かかりますので、早めに手続きをお願いします。

廃車・名義変更の手続き

◆市役所で手続きするもの

特定小型原動機付自転車、原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕作業用・その他特殊作業用）、ミニカー



■手続場所 税務課または各支所

■手続きに必要なもの

●廃車の場合 ①標識交付証明書
か登録票②ナンバープレート③届出者の本人確認書類

●名義変更の場合 ①標識交付証明書または登録票②ナンバープレート※番号変更される場合③届出者の本人確認書類

◆市役所以外で手続きするもの
3輪・4輪の軽自動車

■手続場所 軽自動車検査協会兵庫事務所（神戸市東灘区御影本町1・5・5） ☎ 050・3816・1847

2輪の小型自動車、軽2輪（125ccを超えるもの）

■手続場所 神戸運輸監理部兵庫陸運部（神戸市東灘区魚崎浜町34・2） ☎ 050・5540・2066

◆手続きは、代行している自動車販売店や団体でも可能です。

軽自動車税（種別割）の減免について

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者などは、軽自動車税（種別割）の減免を受けられる場合があります。

令和7年度軽自動車税（種別割）減免申請の新規受付は、4月1日（火）から6月2日（月）までです。現在減免を受けている人には、3月中に継続用の減免申請書を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。

なお、年度途中に名義変更・買い替えをした場合は、新たに申請が必要です。必要書類をそろえて、早め手続きをお願いします。

軽自動車の車検は納税証明書が原則不要に

軽自動車検査協会が納付情報のオンライン確認ができるようになり、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。それに伴い、口座振替・スマホ決済の方に送付していた納税証明書（はがき）は廃止しています。また、令和7年4月から、2輪の小型自動車（250ccを超えるもの）についても対象となる予定です。

【注意点】

◆納税後すぐに継続検査を申請する場合は、金融機関の窓口やコンビニなどで支払い、納付書に添付している継続検査用の納税証明を利用するか、市役所で紙の納税証明書を取得する必要があります。

◆年度途中に購入、名義変更をした人で車検を受ける場合は、紙の納税証明書の取得が必要な場合があります。

口座振替が便利です！

軽自動車税の納税は納め忘れない口座振替がおすすめです！
通帳・印鑑を持って、金融機関で手続きをお願いします。



マイナンバーカード通信

☎ 市民課 (本庁舎内) ☎ 82 - 2002

マイナンバーカードを使って オンラインで転出届

マイナンバーカードの所有者が転出する場合、マイナポータルを利用して自宅からオンラインで転出の手続きが可能です。



マイナポータル

引っ越しをしたら届出を

転出・転入・転居など、引っ越しをした場合は届出が必要です。転入と転居は引っ越しの日から 14 日以内に必ず窓口で届出ください。

オンライン転出届に必要なこと

- ①マイナンバーカードの有効な電子証明書 (数字 4 桁および英数字 6 桁以上の 2 種類の暗証番号)
- ②転入先の市区町村で転入届

マイナンバーカードのわからないこと相談会

マイナンバーカードやマイナポータルなどの活用方法について、相談会を実施します。相談会では、マイナンバーカードを申請することもできます。また、市民課窓口でも相談や申請の受付を常時行っています。

- とき 午後 1 時～3 時
- 3 月 7 日 (金) 山南住民センター
- 3 月 14 日 (金) ライフピアいちじま

必要書類

- 相談希望者 ①マイナンバーカード②設定している 4 桁の暗証番号
- 申請希望者 ①二次元コードの付いた交付申請書②通知カード (所有者のみ) ③本人確認書類 2 点

電子証明書更新手続きの夜間更新窓口

市民課窓口でマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新手続きができる、夜間窓口を開設しています。

- とき 第 2、3 木曜日の午後 5 時 30 分～7 時 15 分
- 定員 10 人※要予約、先着順
- 予約方法 手続きを希望する日の前日午後 5 時までに、市のホームページに掲載している申請フォームから予約ください。



ホームページ

本人確認書類の例

顔写真あり 1 点 + 顔写真なし 1 点

例：免許証 (運転経歴証明書) + 医療受給者証など
または顔写真なし 2 点 例：介護保険証 + 医療受給者証など

鉄道利用のお知らせ

☎ 市民課 (本庁舎内) ☎ 88 - 5360

駅周辺の駐車利用料金を助成

市内の駅から、定期券を使用して通勤・通学する人が、駅周辺の月極駐車場を利用する場合、駐車場利用料金の全額または一部を助成します。

- 助成金額 月額 3,000 円※上限
- 対象者 市内の駅周辺の月極駐車場を契約し、鉄道の定期乗車券で、市内の駅から通勤・通学している
- 対象期間 令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月
- 申請期間 3 月 3 日 (月) ～31 日 (月)
- 申請方法 次の①～③をふるさと定住促進課または各支所に提出ください。
- ①申請書②駐車場を利用した期間の定期券の写し③駐車場利用料金の領収書の写し
- ※市営駐車場の契約者で、市による駐車場利用料金の納付確認に同意している場合、領収書の提出を省略できます。

JR 谷川駅「みどりの券売機プラス」を導入

2 月 28 日 (金) から、JR 谷川駅に「みどりの券売機プラス」が導入されます。乗車券、特急券、定期券の購入、予約した切符の受け取りやクレジットカードによる切符の購入ができます。

- 利用時間 午前 5 時 30 分～午後 11 時
- ※オペレーター対応時間は午前 8 時～午後 8 時
- ※券売機導入に伴い、窓口業務は 3 月 14 日 (金) に終了。

「みどりの券売機プラス」は自身で操作するほか、オペレーターの呼び出しも可能です。初めての操作でも安心して利用できます。利用方法など詳しくは JR のホームページを確認ください。

